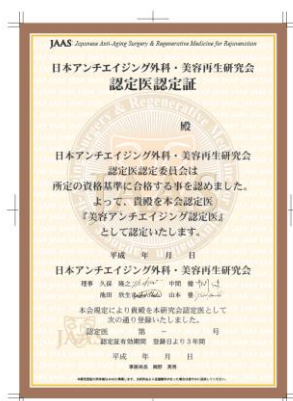


# Japan AntiAging Surgery for cosmetic Surgeon, general physician, dental doctor

## 一般社団法人 日本アンチエイジング外科学会(JAAS)

日本アンチエイジング外科学会 認定

### JAAS「認定医」制度規則 (医師・歯科医対象)



本制度は専門医を認定するのではなく、一般医師に対し美容医療及びアンチエイジング医学の啓蒙をはかるとともに、数多い治療希望者に対する一応の療養指導を行ない得る医師の教育とその認定を目的とする。

認定医認定条件

JAAS 日本アンチエイジング外科学会認定

### 認定医制度規則

(目的)

第1条 日本アンチエイジング外科学会 認定医制度は、必要にして十分な能力を持つ美容医療・アンチエイジング医療の就学者を認定することにより、わが国における美容医療・アンチエイジング医学の進歩発展とその水準の向上を図り、もって国民保健に寄与することを目的とする。

(義務)

第2条 認定医は、美容医療とアンチエイジング医学を通じ国民の健康長寿のために若さの維持、さらには疾病予防と治療、健康保持・増進をはかるとともに、幅広い医学の進歩と発展のために尽力しなければならない。

(認定)

第3条 認定医は、学会会員である医師・歯科医の

うちから規定要件を満たす中で申請され、審査の上、認定する。

(1)認定医の申請には、認定申請書、履歴書、

研修修了証明書（単位認定書）、業績集に手数料を添えて学会事務局に提出する。

(2)認定は理事会が書類を審査し、適切と認めた者を理事会によって認定審査合格者として報告する。これを受け、所管の事務局が、認定医証を交付し、認定医登録簿に登録することによって行われる。認定医の名称は「JAAS 美容アンチエイジング認定医」とする。

(3)認定医証の有効期限は3年間とする。

(認定基準)

第4条 認定医の認定を受けるためには、以下の条件をすべて満たさなければならない。

(1)現在研究会の正会員会員（A,B）であり、かつ会費を遅滞なく納入していること。

(2)認定要件となる研修単位20単位以上を取得していること。但し、指定の履修診療科目の範囲を満遍なく受講しなければならない。

(3)原則として履修期間は、1年間とする。なお、「専門医」「指導医」については、認定医取得後2年間で30単位を履修し、なおかつ最低2回以上の症例発表および実技指導を講習会で行ったのち、理事会が別途決める治療手技について厳正かつ公平なオペ審査を経て、認定がされる。（附則条項参照）

(認定審査)

第5条 認定業務をおこなうため、理事会は年に2回～3回の認定医認定委員会を置く。

(1)理事会のもと理事が認定医認定委員会を兼ねる。

(2)認定医認定委員会の開催は理事長が決定する。

(認定の更新)

第6条 認定医の資格を更新するためには、毎年会員更新が必須で、更新申請の直前3年間に別に定める単位数（3年間で10単位以上）並びに、毎年開催される年次総会を兼ねたライブフォーラムは履修しなければならない。更新後の要件は、会員であること、またライブフォーラムへの参加が義務付けられるが、他の履修単位は必要としない。

(認定の取消)

第7条 認定医が、退会その他条件に欠けることが生じた場合、理事長は認定委員会の

議を経て、認定を取り消すことができる。取消は、認定医登録簿の記載を抹消し、今後発刊されるJAAS学術誌および公式サイトに公示することにより行う。

(改廃)

第8条 この制度の改廃は、理事会の議を経て、理事長が承認する。

(付則)

第9条 この制度は、平成24年9月1日から施行する。ただし、履修単位の換算は、会員入会時にさかのぼることとする。また1年間の期間に区切って20単位を換算する。なお

審査後、認定となるが、認定日は早くても平成24年10月～11月となり、3年更新までの期間は、認定日を基準とする。

(附則)

第10条 専門医「指導医」については、認定医取得後2年間で30単位を履修し、なおかつ最低2回以上の症例発表および実技指導を講習会で行ったのち、理事会が別途決める治療手技について厳正かつ公平なオペ審査を経て、認定がされるが、本制度については理事会で別途、詳細を検討し改めて発表することとなる。